

四日市市告示第 138 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の市道の路線の供用を開始する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和8年 3月 27日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(供用開始)

整理番号	路線名	起 点 終 点	幅員(m)	延長(m)
1	日永西142号線	日永西三丁目3541-3 日永西三丁目3541-4	6.0~9.0	59.7
2	日永69号線	日永一丁目88-8 日永一丁目88-15	6.0~11.6	47.9
3	日永70号線	日永一丁目88-12 日永一丁目88-14	6.0~13.0	30.0
4	東日野110号線	東日野町字南川原120-5 東日野町字南川原120-6	5.0~8.6	34.8
5	室山27号線	室山町字垣内357-41 室山町字垣内357-38	6.0~13.0	59.4
6	室山28号線	室山町字垣内357-40 室山町字垣内357-44	6.0~13.0	25.1
7	平津28号線	平津町字西川原1076-6 平津町字西川原1076-7	5.0~10.7	26.4
8	松寺42号線	松寺三丁目101-5 松寺三丁目101-8	6.0~13.1	42.4